

香芝市告示第46号

香芝市危機管理対策本部設置要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

香芝市長 三橋和史

香芝市危機管理対策本部設置要綱

(設置)

第1条 香芝市における総合的かつ効率的な危機管理対策を推進し、市民生活の安全及び安心を確保するため、香芝市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「危機管理」とは、市民の生命、身体及び財産に甚大な被害を与え、又は与えることが予測される事案（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令等が適用されるものを除く。）について、情報収集、事前対策及び応急対策を実施することにより、市民の不安を排除し被害の軽減を図ることをいう。

(所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び事前対策の実施に関する事項
- (2) 応急対策の実施に関する事項
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事項
- (4) その他危機管理に必要な事項

(組織)

第4条 対策本部は、市長、副市長、教育長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第5条 対策本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び危機管理監をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(対策会議)

第6条 対策本部の会議（以下「対策会議」という。）は、危機管理上必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、対策会議に関係者の出席を求め、

その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、危機管理の総括に関する事務を所掌する課等において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。